

議案第54号

香流苑解体撤去工事変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び長久手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長久手村条例第1号）第2条の規定により議会の議決を求めるものとする。

令和7年8月29日提出

長久手市長 佐藤有美

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 香流苑解体撤去工事 |
| 2 | 原契約金額 | 金549,668,900円 |
| 3 | 変更後契約金額 | 金635,142,200円 |
| 4 | 請負契約者 | 名古屋市東区白壁三丁目3番30号 ラモヴェール白壁
B1階
株式会社前田産業名古屋支店
支店長 中神孝文 |

説 明

この案を提出するのは、工事着手後に発生した事案に対応することに関し、請負契約金額を変更するため必要があるからである。